

長 第 5 8 4 号
令和3年6月24日

関係社会福祉施設等の長 様

福井県健康福祉部長寿福祉課長

新型コロナウイルス感染症「福井県緊急事態宣言」の発出について

日ごろから新型コロナウイルスの感染防止対策に御理解と御尽力をいただきありがとうございます。

さて、県内における新型コロナウイルスの感染拡大を踏まえ、本日、「福井県緊急事態宣言」を発出しました。

施設における感染対策について、これまで、いわゆる標準予防策の徹底をお願いしておりますが、改めて下記の点についてご留意のうえ、日ごろの感染対策の内容や実践の状況について確認し、感染防止の取組みの徹底をお願いいたします。

記

1 職員・利用者の健康観察の徹底

すべての職員について、出勤前に体温の計測など健康観察を行い、発熱等の体調不良が認められる場合には出勤しないよう徹底してください。また、勤務中においても、体調不良が見られる場合は、早退等させ、利用者とは接触させないようにしてください。

また、利用者については、サービス利用前に、体温の計測等健康観察を行ったことを必ず確認し、発熱や呼吸器症状、体調不良等がある場合はサービスの利用を断る取扱いとしてください。

2 介護サービス提供時における標準予防策の再徹底について

すべての職員について、勤務中はもとより、食事や休憩時を含めてマスク着用を改めて徹底してください。

併せて、日常から標準予防策を適正に行えているかを再点検し、徹底してください。特に个人防护具の適切な使用(必要な場面での使用、手袋・ガウンの利用者ごとの交換など)や適切なタイミングの手指衛生は、介護者や他の利用者をウイルス等から守るための重要なポイントであるため、留意してください。

3 早期受診の徹底

職員・利用者ともに、発熱や呼吸器症状、体調不良等がある場合は、万一新型コロナウイルスに感染していた場合の事態の重要性を考慮し、経過を観察することなく早期に医療機関を受診するようにしてください。

4 職員の行動に関する留意事項

家庭内でも体調不良の家族がいる場合は、マスクを着用してください。なお、周りに人がいないときや会話しないときはマスクを外すなどメリハリをつけ、熱中症予防にも留意してください。

また、他都道府県との往来については、緊急事態宣言対象地域やまん延防止等重点措置実施地域との往来は控えていただくとともに、その他の地域との往来については、感染状況を十分把握し、慎重に判断してください。

5 県への報告

職員および入所者に新型コロナウイルス感染症への疑い症例が察知された場合、速やかに保健所に連絡することをお願いしておりますが、以下の場合については、県長寿福祉課にもご連絡くださるようお願いいたします。

- ・利用者、職員がPCR検査および抗原検査を受ける場合
- ・利用者、職員の感染が確定した場合
- ・利用者、職員に濃厚接触者が発生した場合
- ・訪問系サービスにおいて、濃厚接触者に対して訪問サービスを提供する場合

【連絡先】

(平日8時30分から17時15分) 電話番号 0776-20-0332 あて電話願います。

(休日・夜間・早朝) メールアドレス hokaisei@pref.fukui.lg.jp あてメール願います。

介護サービスグループ
電話 0776-20-0332
FAX 0776-20-0642
Mail hokaisei@pref.fukui.lg.jp